令和３年度

女性活躍に向けた働き方改革サポート業務

企画提案仕様書

令和３年２月

札幌市経済観光局雇用推進部

1　業務名
令和３年度女性活躍に向けた働き方改革サポート業務

2　業務委託期間
契約書に示す着手の日から令和４年３月 31 日（木）まで

3　事業概要
札幌市の人口に占める女性の割合は 20 政令市中で最も高い一方で、女性の有業率は政令市中 18 位と低位に留まっている。これらの背景には、女性を雇用する企業側の環境整備が十分でないことがあげられ、本市の調査でも市内中小企業の約５割は女性活躍に向けた取組みに着手できていない。
このような状況の中、女性社員が仕事と子育てを両立するためには、企業の理解と支援が不可欠であることから、女性社員及び管理職や職場の同僚に対してセミナーや出前講座を実施するとともに、市内企業が抱える課題解決に向けて、専門家によるコンサルティング支援を行うことにより、結婚・出産後も女性が働き続けられる環境の実現を図る。

4　事業費
15,000 千円を限度とし（110 分の 10 として計算した消費税及び地方消費税額を含む。）契約金額は別途決定する。

5　業務内容
(1)企業向けオンラインセミナー
ア　概要
札幌市内の事業所等の経営者や管理職を対象に、女性の継続就労に繋がるようなテーマでオンラインセミナーを開催すること。
イ　参加対象者
札幌市内の事業所及び協同組合等の団体の管理職や人事・労務担当者等
ウ　回数
１回以上開催すること。
エ　定員
100 人以上とする。
オ　受講料（参加料）
無料とすること。
カ　内容
「働き方改革関連法の改正」、「長時間労働の解消」や「テレワーク」など企業の関心が高く、女性の継続就労に繋がるような内容とすること。
キ　講師の手配
女性活躍や働き方改革に特に関心のない層を呼び込むことのできる講師を手配すること。
また、必要なアシスタントを用意すること。
ク　本市経済観光局との連携について
本市経済観光局で実施する企業向けセミナー等を随時把握し、企業の状況に応じて、それらのセミナー等の案内を行うこと。
ケ　実施方法
・オンラインで実施すること。

・動画の配信方法については、オンデマンド配信又はライブ配信とすること。ただし、ライブ配信で行う場合は、スムーズな運営を行うため、講師等の他に受講者のサポートや進行の補佐を務めるテクニカルスタッフを配置すること。
・受講者によっては、オンラインセミナーに不慣れなことも想定されるため、操作に関するサポート等を行うこと。

(2)出前講座

ア　概要

企業が抱えている課題やニーズに応じて、受託者が講座内容をコーディネートし、社会保険労務士等の専門家を派遣すること。

原則、経営者や管理職（人事・労務担当者）を対象に「働き方改革関連法の改正」、「長時間労働の解消」や「テレワーク」など企業の関心が高く、女性の継続就労に繋がるような内容とするほか、「助成金」などについても紹介すること。

イ　派遣対象

(ｱ)派遣先事業所

札幌市内の事業所及び協同組合等の団体

(ｲ)参加職員等

・経営者
・管理職（人事・労務担当者）
・従業員

ウ　実施時間及び回数

(ｱ)１回当たり午前９時から午後８時の間の２時間程度とする。
(ｲ)15 回以上実施すること。

エ　受講料（参加費）

無料とすること。

オ　実施場所等

実施を希望する企業等が用意すること（札幌市内）。

カ　講師の手配

下記の要件を満たす講師及びアシスタントを手配すること。

なお、講座に男性の意識改革に向けた男性側の視点を取り入れるため、男性講師も複数名確保すること。

・ファシリテーションに関する知識やスキルを有している者
・市内中小企業における女性が働く環境について熟知しており、企業のワークライフバランスの必要性を認識している者
・女性活躍に向けた就業規則の整備などコンサルティング支援の経験や知識を有する者

キ　実施方法

・原則、講師を直接企業に派遣するが、企業が希望した場合は、オンライン実施も可とする。ただし、オンラインで実施する場合は、参加者からの質問等に対応できるよう、ライブ配信とすること。
・ライブ配信で行う場合は、スムーズな運営を行うため、講師等の他に受講者のサポートや進行の補佐を務めるテクニカルスタッフを配置すること。
・受講者によっては、オンライン参加に不慣れなことも想定されるため、操作に関するサポート等を行うこと。

(3)女性活躍に向けた専門家派遣によるコンサルティング支援

ア　概要

女性活躍推進に向けた企業の働き方改革支援に、札幌商工会議所と連携して取

り組む。女性活躍や働き方改革を課題とする市内企業に社会保険労務士等の専門家を派遣し、コンサルティング支援を行う。

(ｱ)支援内容

就業規則の整備、求人票の見直しやテレワーク導入支援など成果に繋がりやすい内容を主とする。

(ｲ)コンサルティング支援企業数

15 社

イ　事前講座の開催

(ｱ)参加対象企業

札幌市内に事業所のある、中小企業（常時使用する従業員の数が 300 名以下の会社及び個人）とすること。

なお、従業員数については、応募時の聞き取り調査で差し支えない。

(ｲ)実施日程及び実施場所等

下記に指定する日時で３回実施すること。実施時間については、１回あたり 120 分程度とし、会場設営・撤去作業も下記時間内に終わらせること。

なお、会場は札幌商工会議所８階Ｂホール１号（179 ㎡）とし、会場使用料は無料とするが、日程や会場が変更となる場合がある旨留意すること。

・令和３年７月５日（月）13：00～17：00
・令和３年７月６日（火）13：00～17：00
・令和３年７月７日（水）13：00～17：00

(ｳ)定員

１回あたり 30 人以上とし、１社につき１人程度の参加とする。

(ｴ)受講料（参加料）

無料とすること。

(ｵ)内容

下記エの専門家が、得意とするコンサルティング支援メニューの詳細を紹介するなど、内容については３回とも異なったものとすること。

また、平成 30 年度から令和２年度までの本事業でロールモデルづくりに取り組んだ企業が登壇し、社内の女性活躍や働き方改革を進めた結果、業務改善や生産性向上に繋がった事例を紹介するほか、各回とも講座終了後に専門家による個別相談を実施すること。

なお、企業への登壇依頼は札幌市が行うこととするが、登壇に係る謝金（１時間あたり 12,000 円（税込））は、受託者が事業費から企業に支払うこと。

(ｶ)実施方法

・原則、対面式での開催とするが、新型コロナウイルス感染症の拡大その他やむを得ない理由等により対面式での開催が困難な場合は、オンライン開催も可とする。ただし、オンラインで実施する場合、動画の配信方法については、参加者からの質問等に対応できるよう、ライブ配信とすること。

・ライブ配信で行う場合は、スムーズな運営を行うため、講師等の他に受講者のサポートや進行の補佐を務めるテクニカルスタッフを配置すること。

・受講者によっては、オンライン参加に不慣れなことも想定されるため、操作に関するサポート等を行うこと。

ウ　参加企業の募集及び対象企業の選考会

(ｱ)参加対象企業

札幌市内に事業所を有する中小企業（常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社及び個人）を対象とすること。

(ｲ)選考会の参加企業数

20 社を上限とする。

なお、申込企業数が 20 社を上回った場合は、下記(ｹ)選考会資料により書類審査を行い、上位 20 社を選定することとする。

(ｳ)募集期間

令和３年４月４週目から７月中旬までとする。

(ｴ)広報について

Ａ４版、両面カラーでリーフレットを 20,000 部作成し、令和３年４月４週目までに納品すること。

なお、札幌商工会議所が会員企業向け機関紙「さっぽろ経済」と併せて、会員企業へ送付するため、上記のうち 19,000 部は同所へ納品すること。

(ｵ)参加申込み

参加申込みは、下記ａ～ｆの記載及び書類の提出を必須とする。ただし、下記ｄ～ｆについては選考会が開催されるときまでに提出すればよいものとする。

ａ　企業情報（事業所名、担当者名、事業所所在地、連絡先、業種、男性と女性の比率、正社員とパート等の内訳がわかる従業員数）

ｂ　現在抱えている課題

ｃ　専門家派遣終了後に望む職場環境

ｄ　商業登記簿またはこれに類する書類

ｅ　定款またはこれに類する規約

ｆ　直近の市税の納税証明書（指名願用）

(ｶ)選考会の概要

コンサルティング支援企業 15 社を選定するための選考会を開催すること。

なお、申込企業が 15 社未満の場合も選考会を実施し、下記(ｺ)に定める最低基準点を満たす企業を選定するものとする。

(ｷ)選考会の開催時期

令和３年７月とすること。

(ｸ)選考会の委員

５名程度。

なお、メンバーの決定及び就任依頼は札幌市が行うこととする。

(ｹ)選考会資料の作成

選考会の 10 日前までに、受託者は申込企業の情報と専門家意見をまとめた資料を作成すること。

なお、申込企業が抱えている課題や求める支援内容のほか、企業の雰囲気が伝わるように、社内の写真を掲載するなど工夫すること。

(ｺ)申込企業の選考基準

・選考は５段階の採点方式とし、採点表を作成すること。

なお、採点表は別添１と同内容であればこの様式によらなくてもよい。

・委員５名の総合点の６割を最低基準点と定め、最低基準点以上の企業を選定すること。

・採点表はその場で回収及び集計を行い、点数が高い順番に 15 社決定し、その場で発表すること。

なお、同点の企業がある場合は、様々な業種や職種が参加するものとなるよう委員会での審議を行い、決定する。

エ　対象企業へ派遣する専門家

(ｱ)派遣する専門家に必要な能力や実績

本事業における専門家とは、下記ａ～ｄを満たす社会保険労務士や中小企業診断士、２級キャリアコンサルティング技能士、キャリアコンサルタント、ＩＴコンサルタントとする。

なお、キャリアコンサルタントについては、標準レベルの場合は、２級技能士の受験資格を有する者であること。ＩＴコンサルタントについては、経済産業省推進資格であるＩＴコーディネーター等の資格を有すること。

また、平成30年度から令和２年度までの本事業に参加した専門家及び、札幌商工会議所「サムライ倶楽部」登録の専門家が含まれていることが望ましい。

ａ　女性活躍に向けた働き方改革に、深い知見を有していること。

ｂ　働き方改革に向けた職場環境改善に取り組んだ経験があること。

ｃ　過去に女性活躍や働き方改革に関するセミナーや研修の講師経験があり、集客が良好である者を含むこと。

ｄ　社会保険労務士においては、厚生労働省の所管する働き方関連助成金などの申請実績があること。

(ｲ)専門家の人数

５名以上確保すること。

なお、就業規則の整備などに対応できるよう社会保険労務士を３名以上確保すること。

オ　専門家派遣によるコンサルティング支援

(ｱ)企業に派遣する専門家の決定

派遣する専門家については、コンサルティング支援が最も効果的になるよう、受託者と専門家の間で協議し、札幌市から了承を得たうえで決定すること。

なお、１名につき２社以上受け持つことも差し支えない。

(ｲ)派遣決定

令和３年８月２週目までに派遣する専門家を決定すること。

(ｳ)派遣期間

令和３年８月から令和４年２月までとすること。

(ｴ)支援方法

・原則、毎月１回以上、専門家が企業を訪問して支援することとするが、新型コロナウイルス感染症の拡大その他やむを得ない理由等により、訪問が困難な場合はオンラインによる支援も可とする。

・コンサルティング支援時間は、企業が抱える課題、ニーズや支援内容等に応じて、１社あたり10時間から30時間までとし、全社の合計が150時間以上とすること。

なお、コンサルティング支援時間に経営者、労務担当者向けの初期相談を含めないこと。

(ｵ)派遣に要する費用

専門家派遣に要するコンサルティング料は、受託者が事業費から専門家に支払うこと。

(ｶ)受託者による進捗状況の確認及び札幌市への報告

派遣期間中、受託者は各社へ派遣されている専門家から随時進捗状況を聞き取り、翌月15日までに前月分の実績を札幌市に報告すること。ただし、15日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たる場合は、札幌市の翌開庁日までとする。

なお、報告書の様式は受託者が提案すること。

カ　支援計画に対する中間報告会

(ｱ)委員構成
委員は、札幌市と協議のうえ決定すること。
(ｲ)開催時期
令和３年９月中に開催すること。
(ｳ)開催場所
地下鉄大通駅や札幌駅付近など会場へのアクセスの利便性が高い会場を受託者の責任と負担で確保すること。
(ｴ)会場使用料
受託者が支払うこと。
また、中間報告会を開催するにあたり必要な照明、音響など各設備や準備物品については、受託者の責任と負担において確保すること。
(ｵ)内容
・中間報告会までのコンサルティング支援を通じて、専門家が企業からヒアリングした内容に基づき作成した支援計画について、専門家から委員へ報告し、取組みの方向性や活用できる支援策（助成金）等について意見や助言等を募ること。
・受託者は、各企業の支援計画に受託者の考察を加えた資料を作成し、本市に提出すること。提出資料は受託者が作成することとし、写真を活用するなど参加企業の取組状況が伝わるように工夫すること。
・原則、企業の担当者等が同席し、企業が求める支援と専門家が作成した支援計画にミスマッチが生じていないか確認すること。

(4)専門家向け説明会
ア　概要
北海道社会保険労務士会、北海道行政書士会など市内の専門家が加入する各団体が会員向けに実施している研修会等の場を活用し、上記５(2)の出前講座及び(3)の女性活躍に向けた専門家派遣によるコンサルティング支援など、女性活躍や働き方改革に関する札幌市の取組みを周知すること。
イ　講師等
団体のニーズに応じて、社会保険労務士や中小企業診断士等を講師として派遣するほか、平成30年度から令和２年度まで本事業でロールモデルづくりに取り組んだ企業を好事例として紹介すること。
なお、当説明会に企業が登壇する場合、企業への謝金（１時間あたり12,000円（税込））は受託者が事業費から支払うこと。
ウ　実施団体・開催時期
札幌市と受託者が協力し、各団体と調整すること。
エ　実施回数
３回以上とする。ただし、各団体との調整の結果、実施回数が３回を下回る場合は、各区民センター等を受託者の負担で確保し、専門家向けのセミナーを開催する等の代替案を札幌市に提案すること。

(5)冊子の作成
ア　冊子の概要、掲載内容等
市内企業が利用できる、市や国等による女性活躍や働き方改革に関する制度や事業を整理した冊子を作成し、広く普及させることで市内企業における女性活躍・働き方改革を浸透させる。
内容等については、下記のとおりとするが、掲載に係る各機関との調整は受託者が行うこと。
なお、当冊子は上記５(2)の出前講座及び(3)の女性活躍に向けた専門家派遣に

よるコンサルティング支援の際に活用すること。

【冊子の内容】

・平成30年度から令和２年度にかけて本事業で取り組んだロールモデル事例のポイントや支援のフロー表のほか、参加企業及び専門家のインタビュー。ただし、過去（平成30年度から令和２年度まで）のロールモデル事例の内容等については、札幌市から提供する。

・国や北海道等が実施している女性活躍や働き方改革に関する認証制度、助成金や専門家派遣等。

・市内における女性活躍や働き方改革に関する相談窓口。

【冊子作成の際の留意事項】

・まとまりのある読みやすいレイアウトで作成すること。

・わかりやすい用語を用いること。

・イラスト、写真や図表等を活用すること。

イ　作成部数

令和３年８月末までに100部以上作成し、札幌市に70部、札幌商工会議所に30部を納品すること。

ウ　校正回数

３回程度とする。

エ　納品方法

上記イの100部のほか、下記の電子データを札幌市に納品すること。

・イラストレーターデータ（ファイルサイズ制限なし）

・ＰＤＦデータ【高解像度版】（ファイルサイズ制限なし）

・ＰＤＦデータ【低解像度版】（ファイルサイズ５MB以内）

(6)事業目標

上記５(3)申込企業の目標を30社とする。

(7)リーフレット、テキスト等の作成

ア　上記５(1)～(4)のセミナー等において使用するリーフレット、テキスト等を作成すること。

イ　テキスト等の作成に当たっては、参加者の特性を踏まえたわかりやすい内容及び表現となるよう十分配慮すること。

ウ　成果物の著作権（原稿・データ）は、札幌市に帰属する。

なお、リーフレット等については電子データで札幌市に納品すること。

(8)参加者（企業等含む）の募集と受付

ア　セミナー等の参加者の募集は原則公募方式とし、受託者は参加者及び参加企業の募集及びそれに伴う申込みの受付等を行う。ただし、セミナー等の内容によっては、当日参加等の手法も可とする。

イ　受託者は事業の問い合わせにも対応すること。

ウ　受託者は応募者が受講定員を超えた場合の選定方法についても十分考慮すること。

エ　申込方法については、希望者（企業等含む）が応募しやすい手続きとすること。ただし、全てのセミナー等に関してウェブサイトからの申込みに対応することとし、これに関するホームページやサーバーに要する費用は受託者の負担とする。

(9)広報

ア　受託者は募集に関するウェブサイト及び印刷物等の作成及び配布を行い、より多くの事業対象者に周知を図ること。

イ　受託者はウェブサイトやＳＮＳ等を活用し、事業対象者に対して本事業及び関連する情報を発信すること。

ウ　受講者募集のための印刷物の作成に当たっては、多くの市民及び多くの本事業対象者の目に付くよう工夫を図るとともに「受講料は無料であること」、コンサルティング支援については「札幌市及び札幌商工会議所による共催事業であること」を明記すること。

なお、ポスターのサイズについては、最大Ａ２版とする。

エ　報道機関への情報提供は、札幌市と協議のうえ、積極的に行うこと。

オ　札幌市は、市のホームページ、イベント冊子「札幌市からのお知らせ」、「経済情報さっぽろ」等の札幌市広報媒体への掲載について協力する。

また、札幌市から受託者に各広報媒体の掲載原稿の作成を依頼することがあるので、その際は協力すること。

カ　成果物の著作権（印刷物・原稿・データ）は、札幌市に帰属する。

(10)アンケート調査

ア　受託者はアンケートを作成し、セミナー等開催ごとに調査を実施すること。

なお、アンケートの内容については、事前に札幌市と協議のうえ決定することとするが、令和４年度においても下記(11)を行うため、追跡調査への協力に関する項目を設定すること

イ　受託者はアンケート調査の結果について、集計・分析を行うこと。

なお、集計・分析の項目について、事前に札幌市と協議のうえ決定すること。

(11)企業に対する追跡調査

参加企業に対して、郵送により追跡調査を行い、女性活躍に向けた取組みを始めた・充実させた企業の割合を調査すること。

ア　対象企業

令和２年度本事業に参加し、令和３年度追跡調査に同意した企業 100 社程度。

なお、対象企業リストについては、札幌市より受託者に提供する。

イ　実施時期

令和３年 12 月までに実施すること。

ウ　調査項目

項目及び内容については、事前に札幌市と協議のうえ決定すること。

また、受託者は調査結果について、集計・分析を行うこと。

(12)事業計画書の作成

受託者は委託契約締結後、速やかに事業ごとの業務内容の詳細、実施スケジュールを含めた事業計画書を作成のうえ、札幌市に提出し承認を受けること。

(13)事業の進捗状況等報告

ア　受託者は本事業に関わるセミナー講師の講師経歴書をセミナー開始の１ヶ月前までに札幌市へ提出し、承認を受けること。

イ　受託者はセミナー等で使用するテキスト等をセミナー開始の 15 日前までに札幌市へ提出し、承認を受けること。

ウ　受託者はセミナー等終了後１ヵ月ごとに実施結果について、「実施報告書」を作成し、翌月 15 日までに札幌市へ報告すること。ただし、15 日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たる場合は、札幌市の翌開庁日までとする。

また、３月分については令和４年３月 31 日までに札幌市へ報告すること。

なお、報告内容及びその書式については、受託者が提案すること。

エ　受託者は上記５(3)の女性活躍に向けた専門家派遣によるコンサルティング支

援の進捗状況について、専門家から報告書を受領し、翌月 15 日までに札幌市へ提出すること。ただし、15 日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たる場合は、札幌市の翌開庁日までとする。

なお、様式は受託者が作成すること。

オ　目標達成に向けての進捗状況について、定期報告すること。目標が達成できなかった場合はその理由を分析のうえ、報告すること。

カ　札幌市は必要に応じて、上記ウ及びエとは別に事業実施状況について、受託者に報告を求めることができる。

(14)実施報告書の作成

受託者は業務完了後、年間の「実施報告書」を作成し、令和４年３月 31 日までに書面及び電子データで札幌市に提出すること。

(15)その他

札幌市と協議のうえ、国や北海道等が実施する女性活躍や働き方改革に関する各種事業と連携すること。

6　委託金額の減額変更について

本事業の実施にあたって、参加者がいないなどの理由により本事業のセミナー等を開催しなかった場合は、契約内容の変更及び委託料の減額を行うものとする。

なお、減額する金額は下記のとおりとする。

(1)企業向けオンラインセミナー

セミナーが開催されなかった場合、389,000 円（消費税を含まない）を委託料から減額する。

(2)出前講座

講座回数が 15 回に満たなかった場合、15 回を下回った回数に 51,500 円（消費税を含まない）を乗じた金額を委託料から減額する。

(3)女性活躍に向けた専門家派遣によるコンサルティング支援

コンサルティング支援時間が 150 時間を下回った場合、下回った時間数に 15,000 円（消費税を含まない）を乗じた金額を委託料から減額する。

(4)専門家向け説明会

開催回数が３回に満たなかった場合、３回を下回った回数に 42,000 円（消費税を含まない）を乗じた金額を委託料から減額する。

7　企画提案事項

(1)以下のセミナー等の具体的な内容、定員、回数、特徴及び集客方法等を記載すること。

ア　企業向けオンラインセミナー（上記５(1)）

イ　出前講座（上記５(2)）

ウ　コンサルティング支援の事前講座（上記５(3)イ）

(2)以下のセミナー等の講師、専門家及び選定理由を記載すること。

また、ウの専門家については、企業１社あたりに派遣する専門家の人数や想定する専門家の組み合わせなど、派遣時の体制も併せて記載すること。

なお、ウの専門家について、企画提案書提出時に５名以上確保できていない場合、専門家確保に向けた具体的な方法及び想定する専門家を記載すること。

ア　企業向けオンラインセミナーの講師（上記５(1)）

イ　出前講座の講師（上記５(2)）

ウ　コンサルティング支援の専門家（５名以上）（上記５(3)エ）

(3)上記５(5)冊子について、以下の具体的な内容を記載すること。
なお、冊子のサイズについて、札幌市と協議のうえ、決定すること。
ア　ページ数
イ　ポイント・特徴
ウ　誌面イメージ
(4)目標の設定
以下の参加者数の目標値を記載すること。
ア　事業全体
イ　企業向けオンラインセミナー（上記５(1)）
ウ　出前講座（上記５(2)）
エ　コンサルティング支援の事前講座（上記５(3)イ）
(5)個別相談
上記５(3)事前講座の個別相談体制について、提案書に具体的に記載すること。
また、上記５(1)セミナー及び(2)出前講座についても、セミナー等終了後に個別相談を実施する場合は、その体制について記載すること。
(6)広報
上記(4)目標を達成するための具体的な広報手法、回数及びそれを採用する理由などを記載すること。
また、経済団体や業界団体等と連携した広報を行う場合、団体名や連携方法を具体的に記載すること。
なお、以下のセミナー等について、リーフレット等の送付先も記載すること。
ア　企業向けオンラインセミナー（上記５(1)）
イ　出前講座（上記５(1)）
ウ　コンサルティング支援の事前講座（上記５(3)イ）
(7)全体のスケジュール
１年間の流れが分かるように明示すること。
(8)事業全体にかかわる運営体制
事業責任者、運営スタッフ、専従の社員及び他業務と兼務する社員の人数など。
(9)企画提案の概要
「企画提案様式５」の様式に基づき、本企画提案の概要を提出すること。
なお、本様式については、電子データ（エクセルファイル）でも併せて提出すること。
(10)実施に係る経費
事業実施に係る経費を提案すること。
(11)類似事業の受託実績について
令和元年度及び令和２年度に受託した類似事業の実績を記載すること。
なお、同期間に本事業の受託実績がある場合は、契約時に設定した目標と実績について、具体的に記載すること。
(12)その他
本事業を効果的に実施するに当たって、独自の提案があれば積極的かつ自由に提案すること。
なお、本市が実施する各事業と連携する場合には、その連携方法等に関しても具体的に提案すること。

８　情報の管理について
受託者は、「個人情報の保護に関する法律」及び「札幌市個人情報保護条例」を遵

守して事業を行うこと。

9　事業実施における前提条件

(1)本事業を女性社員の実情やそれを取り巻く環境に沿った内容とするため、受託者は市民文化局男女共同参画室（男女共同参画センター含む）や子ども未来局など関係部署の実施している事業内容を踏まえたセミナー等とすること。

(2)受託者は子育てと仕事の両立に関する情報を広く収集し事業に反映させること。

(3)受託者は本事業契約締結後、札幌市と協議する場を設け、それを踏まえたうえでセミナー等の具体的な事業内容とスケジュールを確定させること。

(4)札幌市は、セミナー等の内容や講師の進め方が仕様書に沿ったものとなっていないまたは、事業の目的が達成されないと判断した場合において、セミナー内容等の変更や講師の交代を求めることがある。その場合、受託者は誠意をもって対応しなければならない。

(5)受託者は、札幌市が上記５(3)コンサルティング支援参加企業を訪問するにあたっての調整等に協力すること。

10　環境への配慮について

本業務においては、札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

(1)電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。

(2)ごみ減量及びリサイクルに努めること。

(3)両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。

(4)業務に係る用品等は札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

(5)業務に係る従業員に対し、札幌市環境方針の理解及び業務と環境の関連について自覚を持つような研修を行うこと。

11　その他

(1)受託者は本事業の実施に当たり、参加者から費用を徴収してはならない。

(2)本業務により得られたデータ及び成果品は、札幌市に帰属するものとし、札幌市の許可なく他に使用あるいは公表してはならない。

(3)本業務の遂行に当たっては、委託者である札幌市と連携を密にして作業を進め、疑義が生じた場合は、札幌市と受託者双方が協議をして、これを処理すること。

また、札幌市から協議の要請があった際は、速やかに協議に応じること。

(4)著作権、肖像権等、他の人・団体等の権利を侵害しないよう十分留意すること。

(5)本業務の遂行に当たり知り得た一切の事項について、外部への漏洩がないように注意すること。

また、委託者である札幌市が提供する資料等を第三者に提供したり、目的以外に使用しないこと。

(6)本業務の遂行に当たってクレームが発生した場合については、迅速かつ誠実な対応を行うとともに、札幌市に報告すること。

また、対応できないクレームについては、迅速に札幌市へ報告し対応を協議すること。

(7)この仕様書に定めのない事項については、委託者、受託者双方が協議のうえ決定する。

(8)上記５(3)は、札幌商工会議所との共催で実施するため、広報等においては、協力しながら事業を進めていくこととなるが、札幌商工会議所と連絡を取る際は、原則札幌市を介して行うこととし、打ち合わせ等を行う際も、原則札幌市も参加のうえ行うこと。

(9)新型コロナウイルス感染症対策

本業務遂行に当たっては、セミナー会場等での消毒液の設置及び小まめな消毒作業の実施、スタッフのマスク等の着用による飛沫感染防止、ソーシャルディスタンスの確保等の感染症対策を徹底すること。

なお、当該対策の実施に当たり通常必要と考えられる消耗品等の購入経費等については、受託者が負担すること。

12　本件に係る問い合わせ先

札幌市経済観光局雇用推進部雇用推進課

担当：渡邊・高谷（電話 211-2278）